

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	公益法人・団体指導課
------	------------

移行法人の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認

根拠条文	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第124条</p> <p>第125条 移行法人は、第119条第2項第1号の支出により公益目的財産残額が零となったときは、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができる。</p>
------	--

審査基準	
------	--

標準処理 期間	標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
		受 付		処 理		
	- 日	機 関 期 間	公益法人・団 体指導課 日	機 関 期 間	公益法人・ 団体指導課 - 日	